

医薬品の販売・授与等の業務を行う体制に関する申告書

1 薬剤師又は登録販売者（専門家）の勤務時間等

※該当する□に✓を記入すること

①調剤に従事する薬剤師の員数等（※薬局開設許可申請の場合）

- 開店時間内は、常時、当該薬局において常時、調剤に従事する薬剤師が勤務している。
- 薬剤師の員数 \geq （一日平均取扱処方箋数 \div 40（端数は繰り上げ））である。
薬剤師の員数：_____人 一日平均取 扱処方箋数：_____枚
- 調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和 \geq 薬局の開店時間の一週間の総和である。

②要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する専門家の勤務時間数等

- 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間帯は、常時、薬剤師が勤務している。
- 第2類医薬品又は第3類医薬品を販売する時間帯は、常時、薬剤師又は登録販売者が勤務している。
- 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤、要指導医薬品又は一般用医薬品等の購入者等から相談があった場合に、情報の提供又は指導を行う体制を備えている。

・薬局（店舗）の開店時間 (a) = _____ (一週間の総和)

【注】開店時間とは、営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間です。

うち要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間 (b) = _____ (一週間の総和)

うち要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する開店時間 (c) = _____ (一週間の総和)

うち要指導医薬品を販売する開店時間 (d) = _____ (一週間の総和)

うち第1類医薬品を販売する開店時間 (e) = _____ (一週間の総和)

・要指導医薬品又は一般用医薬品の販売に従事する専門家の勤務時間数 (f) = _____ (一週間の総和)

うち要指導医薬品又は第1類医薬品の販売に従事する薬剤師の勤務時間数 (g) = _____ (一週間の総和)

・要指導医薬品並びに一般用医薬品の情報提供場所の数 (h) = _____

- (f/h) \geq b である (g/h) \geq c である

○薬局・店舗等において販売・授与する医薬品の区分

- 薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。） 薬局製造販売医薬品
- 要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
- 第2類医薬品（指定第2類医薬品を除く。） 第3類医薬品 なし

③医療の安全確保、医薬品の適正管理等

- 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。
- 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書又は要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書を作成し、当該手順書に基づく業務を実施する。
- 従事者から開設者への事故報告の体制を整備する。

④専門家であることを明示する方法

- ネームプレート（名札）を着用する 着衣での区別をする（_____）
- その他（_____）

2 医薬品の陳列方法及び閉鎖設備等について

①薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない（専門家不在の）時間帯の措置

- 措置の方法（_____） 専門家が不在になる時間帯はない

②薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売しない時間帯の措置

- 措置の方法（_____）
- 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売しない時間帯はない

③医薬品の陳列方法

- 陳列の方法（_____）

3 情報（法令の改正、緊急医薬品情報等）の入手手段について

- 県、関係団体等から入手 関係団体広報誌又は業界新聞、雑誌等
- 各種研修会等に出席 インターネットを利用 その他（_____）

4 兼営事業

- 薬局 店舗販売業 卸売販売業 配置販売業 高度管理医療機器等販売業・貸与業
- 管理医療機器販売業・貸与業 再生医療等製品販売業 薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業
- 毒物劇物販売業 麻薬小売業 麻薬卸売業 化粧品販売 なし その他（_____）